

所管部課	総務部契約検査課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市公契約（建設工事）における元請・下請関係適正化指導指針の改正について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 主な改正点 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い、次の点を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額 改正前 4,000万円（建築一式工事は6,000万円） 改正後 4,500万円（建築一式工事は7,000万円） ・工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額 改正前 3,500万円（建築一式工事は7,000万円） 改正後 4,000万円（建築一式工事は8,000万円） <p>(2) 施行日 令和5年1月1日から施行するものとする。</p> <p>(3) 影響と効果 市が発注する公共工事の適正な実施を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成19年10月1日 本指針の策定。 平成27年6月5日 建設業法施行令の改正に伴い一部改正。 平成28年6月1日 建設業法施行令の改正に伴い一部改正。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。